

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型を当てはめる地域を次の1のとおり指定し、道路に面する地域における幹線交通を担う道路を次の2のとおり定め、令和5年6月16日から実施する。

なお、関係の詳細図面は、見附市都市環境課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年6月16日

見附市長 稲田 亮

1. 地域の類型を当てはめる地域

「騒音に係る環境基準の地域類型指定図」のとおりとする。

区域の区分	地域指定
A類型	第1種中高層住居専用地域
B類型	第1種住居地域 第2種住居地域
C類型	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
備考	指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図のとおりである。 なお、関係図面は、添付省略し、見附市都市環境課に備え置いて縦覧に供する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下
<p>1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。</p> <p>2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。</p> <p>3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。</p> <p>4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。</p>		

2. 道路に面する地域における幹線交通を担う道路（定義）

道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市道（市道にあたっては4車線以上の区間に限る。）の見附市内の区間